

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第51回）開催結果概要

1 日時

平成25年9月30日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，甲斐哲彦，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
二島豊太，野間万友美，細田啓介，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

小林宏司審議官，大須賀寛之総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
岡崎克彦民事局第一・三課長，高橋康明刑事局第一・三課長，
三輪方大行政局第一・三課長，馬渡直史家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 第5回報告書についての意見交換

小林審議官から，第5回報告書製本版が刊行されたこと，NBL及び判例タイムズに第5回報告書の概要を紹介する論稿が掲載されたこと，社会的要因の検証をテーマとした座談会が開催され，論究ジュリストに掲載される予定であること，日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から第5回報告書に対する意見書が提出されたことが紹介された。

（高橋座長）

第5回報告書製本版の表紙は，タンポポの綿毛がモチーフになっているが，今回，新しい種がまかれたという意味で，次の10年に向けた一つの区切りにふさわしい図柄になっていると思う。

日弁連の意見書については，第5回報告書をよく読み込んだ上での意見

であると感じた。ただ、同意見書の末尾の項で、第5回報告書について「抜本的改善の必要性を直截に打ち出した記述に乏しい」との指摘がされているが、長期化要因の分析を行った第3回報告書と施策の提示を行った第4回報告書は、今回の報告書と一体のものと理解すべきであるし、第5回報告書においても、基盤整備法の趣旨は行間に込められているものと考えている。

(中尾委員)

日弁連の意見書では、今回の報告書が、社会実態を実証的な手法で分析し、社会に潜在的紛争が多数存在しており、今後、潜在的紛争が顕在化していくという方向性を示した点は高く評価されている。社会実態にまで分析を及ぼしたのは、今回の報告書が初めてであると思われ、日弁連内においても、基盤整備に関わる委員会をはじめ、各種の関連する委員会において関心を集めている。

弁護士会においても、こうした社会実態についての検証作業を継続的に行って、基盤整備という観点から、一定のコンセンサスを形成すべく議論を始めているところであり、その上で、できるところから施策を講じていく必要があると考えている。こうした点でも、今回の報告書に対する弁護士会での関心は高い。

今回の報告書の内容を弁護士会に浸透させることが課題であり、今回の検証結果を弁護士会の各種施策や取組に活かせるようにする必要がある。

(仙田委員)

社会的要因の検証では、建築紛争が取り上げられたが、社会の背景にある問題を多角的に分析し、職業団体や関連省庁等が積み重ねてきた建築業界における取組等の成果が示されたものであり、有意義なものになったと思っている。

建築業界では、戸建て住宅は伝統的な大工の仕事からハウスメーカーに

よる注文住宅へとよりシフトしている。その戸建て住宅も、東日本大震災では、戸建て住宅の被災や孤立といった問題も生じたところであり、今後は、住宅を集合化し、互いに助け合うような住宅設計に変わっていくと思う。今後も大規模な震災に見舞われる可能性は否定できないのであり、防災的な街作りも必要になろう。今回の報告書との関係では、リフォーム工事に関する紛争の増加が指摘されているところであるが、震災等の災害によっても紛争は増加する可能性があるのであり、今後も地道なデータの蓄積が求められよう。

今回の報告書を素材として、建築業界と司法との交流の機会を設けることは、建築業界全体にとっても有意義なことであろう。

(酒巻委員)

今回、社会的要因に着目した検証を行ったが、社会的要因をめぐっては、従来から抽象的に指摘されていたような事象が激変している時期にあると思われる。そのような中で行われた今回の検証は、統計資料による客観的データに基づく分析を試みたもので、大変画期的な取組であったといえよう。こうした分析は、今後も継続すべきであろう。

今回の社会的要因の検証では、民事紛争について、これまで特に検証の対象としてきた紛争類型である医事・建築紛争を取り上げており、そのこと自体は有意義であったと考えているが、これらは民事紛争の中でも特殊な性質を有しているが故に社会的要因の検証に適していた面もあった。これに対し、一般的な民事紛争は多様で、これに影響を及ぼす社会的要因も多様なものであるため、その検証は非常に難しいと思うが、今後は、より一般的な民事紛争と社会的要因の関係について更に分析を深めることができれば良いのではないかと思う。

(甲斐委員)

民事実務を担当する者としては、ADRの状況を一覧的に取り上げたの

が、今回の報告書の大きな意義であると感じている。例えば、裁判官が筆界特定制度と境界確定訴訟の運用状況について興味を持っておくことは、境界確定訴訟の合理的な審理を実現する上でも重要であると思われる。今回の報告書は、こうした裁判外の制度に対する理解を進める助けにもなると考えている。

(井堀委員)

社会的要因の検証では、少子高齢化や家族観に関して興味深い指摘がされており、法的アクセスの分析も有益なものである。今回の報告書には、裁判所の役割を明確にする上で必要な情報が豊富に盛り込まれているので、今後、どのように活用していくかを考えるのも面白いであろう。

例えば、法的紛争の顕在化という点について更に分析を深めるとすると、裁判所のシステムに改善を加えることで法的紛争がどの程度顕在化し、訴訟件数にどのような影響を及ぼすかという観点で、条件を変えてシミュレーションを行い、訴訟件数の定量的な分析を試みるのも、思考実験としては面白いかもしれない。

裁判とADRとの関係についても、ADRが整備されると裁判事件が減少するのか、あるいは、ADRの整備が進むことで法的処理に対する意識が変わり、ADRとの相乗効果で裁判事件が増加するのかといった観点から、ADRの整備と裁判事件との関係を更に分析することも考えられよう。

(高橋座長)

法社会学をはじめとする研究者においても、社会的要因について更に分析を深めることが期待されよう。

(山本委員)

弁護士が増加しているにもかかわらず、過払金訴訟を除く訴訟事件は横ばいが続いていることから、我が国には潜在的紛争など存在しないとする意見も聞くが、今回の報告書では、潜在的紛争が顕在化し、法的紛争が増

加していくという方向性が実証的な方法で示されており，この点を検討・分析したこと自体に意義があると思われる。

A D R に関しては，社会における紛争解決全般を視野に入れた上で，裁判所と A D R の役割分担について検討している点が興味深い。裁判所が解決の指針となるような質の高い判断を示し，A D R が比較的ルーティンな紛争を中心に，裁判所において示される指針に基づいて円滑に紛争を解決するという役割分担の理解は，これまでも学説上では議論されてきたところであるが，今回の報告書では，この点を明確に分析した点にも意義があると考えている。

今回の社会的要因の検証は，具体的な施策を提示するものではないものの，これを受けて考えるべき事柄が多く含まれており，特に，裁判所の基盤整備は重要であると考えている。今回の報告書は，今後，裁判所の役割が量的にも質的にも重要になっていくことを指摘しているが，裁判官や裁判所書記官は，人材の育成に時間を要するという性質上，何らかの問題が顕在化するのに応じて機動的に増やすことは困難であるから，上記の裁判所の役割に関する指摘は，長期的な視点から人材の育成と適正な配分を考える必要があるというメッセージでもあると考えている。

法的紛争を顕在化させて適切な解決プロセスに乗せることは，社会にとって重要なことであるが，紛争の顕在化要因には，自然と紛争を顕在化させる方向に作用していく要因だけでなく，顕在化に向けた人為的な要素が必要な要因もある。例えば，司法過疎の問題や紛争解決費用の問題は司法制度改革当時から検討されてきたが，今回の報告書で示された実証的な調査に基づき，法的アクセスルートの拡充が必要なものについては，施策面での工夫を講じていくことが必要であろう。また，今回の報告書では，法教育についても言及されているが，法教育も自然に拡充していくものではないので，その重要性を意識的に社会内に広めていく必要がある。

A D Rについても、裁判所との適切な役割分担を実現するには、信頼感があり財政的基盤のあるA D R機関が整備される必要がある。また、第一的な相談機関において、適切な紛争解決ルートに乗せていくことも重要である。こうした点も含め、今回の報告書には、社会の側で考えなければならぬことが多く含まれている。

(水野委員)

刑事事件については、最近では第一審において公判が長期化している事件は減っているという実感を持っている。被告人の逃亡や所在不明等の理由があつて公判を開廷できない事件は一定数あるが、それ以外の要因で公判が長期化している事件は、第一審ではほとんどないのではないかと思う。

他方、様々な理由によって上告審の期間が長い事件もないわけではないが、上告審に立ち会ってきた中で、ある事件の遺族の方から、事件が確定しない限り、気持ちの整理ができないという話をされた経験がある。その遺族の方は、裁判が係属している間は、裁判の打合せや傍聴も含め、生活に大きな影響と負担を受け、一日も早く確定してほしいという思いがある中で、上告審の判決宣告を終えた際、これで一区切りがついたという話をされた。こうした遺族の声を聞くと、迅速な裁判を実現することは切実な問題でもあると感じる。

社会的要因の検証に関する感想であるが、紛争解決手段に対するアクセス方法を知らない人は多いのではないかと感じる。法テラスでは広報活動を行っているが、その他のA D Rは十分に認知されていないのが現状ではないかと思われ、様々な紛争解決手段について、更なる周知が望まれよう。

(細田委員)

刑事通常第一審事件については、短縮化できるところまで短縮化したという印象だが、公判前整理手続については、今回の報告書で引用されている「裁判員裁判実施状況の検証報告書」にも指摘されているとおり、更な

る努力の余地があると思っている。

社会的要因の検証については、マーケティングの視点を取り入れているように感じられて興味深いですが、マーケットという観点で言えば、社会の進展は速く、時期や地域によって変わっていくものなので、今後のフォローが大切ではないかと感じている。

(野間委員)

今回の報告書は、裁判所の役割を明確にすることで裁判の迅速化につなげるという点と、裁判以外にも様々な紛争解決の制度があることを示した上で、適切な基盤整備の重要性を示した点がポイントだと思う。

社会的要因を検証する中では、裁判外の諸制度については、十分に機能していなかったり、認知度が高くなかったりといった問題も示されたところである。裁判所の役割を超えることにはなるが、広報等を通じて裁判外の諸制度の周知を図ることは、裁判の迅速化に向けた取組として必要であると感じた。

(二島委員)

刑事訴訟の分野については、制度改変が続いているので、今後の事件動向を引き続き注視する必要がある。

社会的要因の検証については、日弁連でも、潜在的紛争に関する議論がされている。そこでは、潜在的紛争は存在しないという方向の議論ではなく、潜在的紛争は存在するはずなのに、なぜ顕在化しないのかという問題意識で議論されている。この点を分析していくことは、非常に難しいことではあるが、国民のためにもなると思う。

今回の検証では十分に検討できなかったが、原子力損害賠償の問題は、件数の増加に加え、法的な損害賠償論としても様々な問題を含んでいるようであり、ADRの役割も非常に重くなっているため、今後、どこかで検討した方が良くもしい。また、企業法務の分野も、今回の検証では

十分に議論できなかったが、企業内弁護士が増加するとともに、顧問弁護士も含めた企業における弁護士の在り方が大きく変わっているところであるので、今後、社会的要因の変化を見る中で、企業法務の状況を注視していくのが良いと思われる。

イ 第6クールの進め方について

小林審議官から、第6クールの基本的な進め方について、統計データの分析を中心としつつ、主に第一審の運用を対象として、従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策のフォローアップをするという方針で検証を行うこと、フォローアップの検証では、第4回報告書で提示した施策等を前提に、運用改善の取組状況等の実情や、現状の問題意識・課題を把握することを目的とし、既に提示した施策の当否自体を再度議論することを目的とはしないこと、民事訴訟事件については、争点整理を分析の対象とし、これまでの検証で示してきた争点整理に関する施策などを念頭に置きつつ、現段階での問題点の把握や実務運用の在り方について検討することが考えられること、家事事件については、家事事件手続法の施行も踏まえ、家事事件全般を視野に調停・審判の実務運用の在り方について検討することが考えられること、刑事訴訟事件については、統計データの分析を中心に、裁判員裁判の運用上の取組等について、迅速化検証に関連する事項を検討会で議論することが考えられること、検証の手順としては、統計データの分析に加え、実務の現場の実情に基づく実証的な議論をするため、実情調査の実施を検討する必要があると考えられること、第6クールのスケジュールとしては、検討会の開催頻度を年2回程度とし、第6クールの前半で民事訴訟事件に関する実情調査を行い、第6クールの中盤の検討会で民事訴訟事件及び刑事訴訟事件に関する意見交換等を行い、第6クールの後半で家事事件に関する実情調査を行い、これらと並行して、統計データの整理・分析を進めていくことが考えられることなどが説明された。

(酒巻委員)

これまでの検証を踏まえ、民事訴訟事件と家事事件を中心に検証を進めるという点に異論はない。もっとも、刑事訴訟事件については、裁判員裁判が注目されがちであるが、裁判員裁判は刑事訴訟事件のうちの一部であり、各庁が裁判員裁判の運用改善に取り組む一方で、その他の通常訴訟事件の処理に影響を及ぼしているのかも気になるところなので、分析の対象を裁判員裁判に限定することなく、刑事訴訟事件全体を視野に入れた検証を行う必要がある。

刑事訴訟事件においても、弁護士人口の増加は影響を及ぼしているのではないかと思われ、その観点を取り入れるのも良いかもしれない。

(山本委員)

第6クールの基本的な検証方針については賛成である。民事訴訟事件に関する検証を先行させた上で、家事事件について、平成25年の統計データを踏まえ、家事事件手続法の影響も含めて検証するのは有意義なことである。

民事訴訟事件をめぐる情勢は、過払金訴訟の急増による影響を脱しつつあるが、法曹人口の急増という状況の中で、新たな局面を迎えている印象があり、その中でフォローアップの検証を行うのは大きな意義がある。また、争点整理を中心に分析を行うのも、迅速化検証という観点から適切である。

第4回報告書において提示した施策を直接議論の対象としないのは適切であるが、争点整理に関しては、制度改革を要しない運用面の施策を数多く提示しているところであるので、実情調査を通じて、実際の実務の中で、運用面の施策として示した問題意識がどのような状況にあり、運用面の施策を実践しにくい部分があるとすれば、その要因は何であるのかといった点を明らかにできれば、今後の議論にとって有益であろう。

(中尾委員)

実情調査に基づく実証的な議論が検証に説得力を持たせることは、これまでの検証でも確認されているところなので、第6クールにおいても、実情調査に比重を置いて検証を進めるべきであろう。

家事事件については、家事事件手続法の施行から間がなく、実務運用の変化の兆しを捉えることになると思われるが、これまでの検証でも、家事事件全般に関する検証は十分に行われてこなかったところでもあるので、まずは家事事件の現状や問題状況を把握する全般的な調査を行い、その上で、実務運用の変化の兆しを捉えていくことになるだろう。また、家事事件については、第6クールに限らず、今後も中心的な検討課題として、継続的に検証するのが望ましいであろう。

民事訴訟事件の検証については、第4回報告書で提示した施策が切り口にはなるが、施策の裏付けを調査するだけでなく、現在の実務がどのような実態にあるのかを総論的・全般的に捉えた上で、現状の課題や施策の適合性等を検討できればよいのではないかと。

(水野委員)

刑事訴訟事件について、類型別に見たときに、審理期間が長期化しているものがないかが気になるものがある。例えば、船舶事故をはじめとする交通事故以外の特殊な過失犯は、罪名が業務上過失致死傷であっても長期化しがちであるが、こうした事件類型がどのくらいあり、刑事事件全体の長期化にどの程度影響を及ぼしているのかも問題になるだろう。

(細田委員)

水野委員が指摘する特殊な過失犯等は、印象としては長期化しているものもあると思うが、刑事訴訟事件全体に影響を及ぼすほどではないように思う。

(酒巻委員)

特殊な過失犯等は起訴するまでの間も相当な時間がかかっているようにも思われ、そういう意味では、事件処理全体として長期間を要しているとはいえよう。もっとも、件数が限られており、統計的には刑事訴訟事件全体に影響することはないように思われる。

(高橋座長)

特殊な事件類型については、適切な切り口で検討できればよいが、事件数が限られていることもあり、個別の事件の検証になるおそれがあるので、十分に留意する必要がある。

近時、弁護士と依頼者との関係も変わってきていると聞くことあるので、検証の方法は十分検討する必要があるが、裁判所だけではなく弁護士の実態についても、分析の対象にすることが考えられよう。

(中尾委員)

弁護士は、依頼者の最大の利益を図るべく、事案の性質を考慮して解決に至るまでのプロセスを想定するが、このプロセスは、個々の紛争の特質や依頼者との関係によっても変わってくるものである。争点整理は、裁判所からすれば目に見える部分ではあるが、弁護士から見れば解決に向けたプロセスの一つであるから、分析の対象を争点整理以外の見えない部分に迫ることなく争点整理に限定し、第4回報告書で提示した施策に当てはめるような分析になっては、実態に合わない分析になってしまうように思われる。

(高橋座長)

裁判官にとって良い訴訟運営と、弁護士から見た良い訴訟運営とは違うと言われることもあり、中尾委員が指摘する問題意識には留意する必要がある。

(二島委員)

若手弁護士が急増しているが、OJTが十分にできていない状況である

と直ちに争点整理に適切に対応するのは難しいであろう。弁護士が増加という変化の中で、裁判所の役割も変わってくるのではないか。

(甲斐委員)

争点整理を全般的に分析するのは難しいかもしれないので、ある程度検証の切り口を限定することも考えられようか。検証に当たっては、分析の方法を検討の上で臨む必要があるだろう。

(高橋座長)

第6クールで全て検証する必要はないが、弁護士の実態に迫れば、裁判所にとっても有益な検証となろう。

ウ 民事訴訟に関する検証の視点について

岡崎民事局第一課長から、第6クールの前半で検証を進める民事訴訟の争点整理について、各種協議会等では、口頭議論の活性化などを通じて、争点中心の審理運営を実現するプラクティスの形成に向けた議論が重ねられており、適切な釈明権の行使や心証開示により当事者の訴訟活動を活性化・充実化させるなどして合理的な争点整理を進める訴訟運営や、進行管理についての意識を高め、計画的審理を実践するプラクティスなどを検討していること、第4回報告書では、運用面、制度面にわたり、争点整理に関連する様々な施策を提示しているが、こうした施策は、口頭議論の活性化を通じた争点中心の審理運営の実現や、計画的審理の実践等を通じた審理の適正迅速化を目的としたものであり、第6クールでは、こうした施策の理念に立ち返って、裁判現場の現段階での工夫や問題意識などの率直な実情を把握するのが有益と考えられること、近時、弁護士人口の増加や弁護士と依頼者との関係の変化等によって弁護士の訴訟活動に変化が生じているのではないかという指摘もされており、若手弁護士の訴訟活動の変化の実情や審理運営上の問題点等を確認するとともに、争点整理の技法を若手法曹に効果的に継承していくための工夫等についても、その実情を確認することが考えられることな

どが説明された。

(中尾委員)

検証の視点について異論はない。まず、総論的な調査として、弁護士会からも、争点整理の充実化に関する実態や、うまく機能していない場合にはその原因などを、ニュートラルに出していくのが検証の出発点になろう。その上で、若手弁護士についての指摘などについては、各論的に取り上げていくことになる。

これまでの検証においても、若手弁護士が関与する事件については、訴状段階から要件事実が不明確で、何が争点なのかが分かりにくいといった指摘がされてきた。こうした指摘が全国的な問題であるのか否かは慎重に検討する必要があるが、その上で、全国的な問題であれば、早い段階で対策を講じる必要があるので、こうした問題を明らかにして発信し、対策につなげていくことができれば、有意義であると思う。

(二島弁護士)

弁護士のスキルまで分析を及ぼすと、法曹養成にまで議論が拡散することになるので、慎重に検証を進める必要がある。

ある程度経験のある弁護士は、若手弁護士について、おそらく同じような意見を持っていると思うが、これをどうやって実証的に見ていくかが問題になろう。

(仙田委員)

若手建築家の場合、大きな案件を手がけることはできないが、戸建て住宅の市場がある我が国では、戸建て住宅を手がけることが職能教育になっており、戸建て住宅という小規模な案件で基本的な訓練をし、そこからステップアップしていくことができている。職能の違いによって訓練の在り方は異なってくると思うが、建築紛争においても、弁護士の経験不足により審理の長期化に結びついている場合もあるように思うので、この点につ

いて検証を及ぼすのは有意義と思われる。

(高橋座長)

ロースクールでは批判的精神を持った法曹の養成を目指しているところでもあるので、既成の実務から見て問題があるように見えても、良い意味で既成の実務を批判できているのであれば良いが、単なる力量不足では困るということになる。

(中尾委員)

事案の性質上、弁護士の力量によって結論が左右されず、事件の筋で結論が定まるような事案については、全体として妥当な解決が図られてきたように思うが、現状は、例えば訴訟提起すべきではない事案が訴訟提起されるなど、全体として妥当な解決を図る仕組みが作用しなくなっているのかもしれない。若手弁護士が、依頼者にとって良いことなのかどうかの判断もできないまま訴訟を提起し、基本的な対応もできていないといった状況にあるのであれば、そこに光を当てて検証すべきであるが、そのような状況にまで至っているのかの見極めも必要であろう。

弁護士のOJTは、本来的には個人で行うのが建前である。弁護士は、実務を教え込まれるのではなく、経験を積むことで力量を高めていくものであり、若手弁護士も、10年ないし20年といったプロセスで力量を高めていくと思われる。若手弁護士の力量を過度に問題視することなく、ニュートラルな視点で把握し、その中で若手弁護士についての課題が出てくれば慎重に対処するという姿勢で検証に臨むのが良いのではないか。

(小林審議官)

御意見を踏まえ、客観的な調査を基礎に検証を進めていきたい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以 上)